

原子力規制委員会と ATENA とのコミュニケーションについて

- ATENA としては、原子力規制委員会（以下、NRA）と有意義な意見交換を実施したいと考えている。
- 以下の事例については、あらかじめ議論の論点を共有しておくことによって、公開会合の場で明確な論点のもとでかみあった議論ができた事例であるとする。
 - ・検査制度に関する意見交換会合
年度初めの会合において、規制当局より、当年度における「検査制度及び運用の改善に関する検討スケジュール」が提示され、どの時期にどの案件を議論する予定であるか、見通しを得ることができ、事業者における議論の準備を計画的に行うことができている。
また、個々の公開会合においては、公開会合の約 1 週間前に事前の面談を行って、会合資料のドラフトを規制当局、産業界がそれぞれ提示し、不明点があれば相互に確認するという準備を行っており、公開会合当日の議論を建設的かつ効率的に行うことができている。
 - ・震源を特定せず策定する地震動の規制導入の経過措置に係る意見聴取会
過去に経過措置を議論した際の教訓などもふまえ、ATENA より、経過措置期間を決めるにあたっては、基準の施行から設置変更許可申請までの期間を経過措置期間として設定し、許可がなされた段階で、その後の設備設計／補強等に必要な期間を改めて設定するという方法を提案した。また、事業者においては、規制機関による審査の期間を見積もることが困難であり、それを除いて、事業者における対応に要する期間を提示した。
このような議論を経て、経過措置期間に関する新たな考え方が採用され、以下の通り設定された。
 - ・設置変更許可については、改正前の解釈に基づく基準地震動の審査状況にかかわらず、改正解釈の施行日から 3 年間の経過措置期間を設ける。
 - ・設計及び工事の計画の認可及び使用前確認については、改正後の解釈に基づく設置変更許可の審査が進み、各施設への影響の詳細や工事の規模・見通し等が明らかになった時点で、全施設一律の経過措置の終期（確定日）を定める。
- 以下の事例については、公開会合を通じて有意義な技術的意見交換を実施できたとするが、意見交換を進める中で、双方の認識を一致させることに時間を費やしたと認識しており、今後の技術的意見交換にあたって、留意すべき点であると考えている。
 - ・経年劣化管理
第 1 回、第 2 回の技術的意見交換会において、具体的な技術論に入る前に、ATENA ガイドの目的、位置づけや技術的に意見交換したいポイント等、意見交換会の主旨の認識共有

のための議論に時間を費やすこととなった。

なお、認識共有ができて以降は、公開会合に先立って規制当局の質問事項が事前に提示され、産業界において的確な回答を準備することによって、効率的な意見交換を行うことができた。

・デジタル安全保護回路の共通要因故障（CCF）対策

「発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策等に関する検討チーム」の第1回会合（2019年10月30日）において、「デジタル安全保護回路のソフトウェアに起因する共通要因故障対策として、次に掲げる方針で規制要求の具体化・整理等を進める。」との検討の方向性が示され、ANTEAは、規制要件になるものと認識していた。その後、令和2年度第15回原子力規制委員会（2020年7月8日）の資料においても、「新たな対策水準の位置づけ」について引き続き検討するとされていたことから、第5回の検討チーム会合（2020年10月6日）において、ATENAはNRAの対策水準がいずれ規制要件になりうるものと考えて、ATENAが策定する技術要件書とNRAの対策水準との整合について確認を求めた。これに対して、NRAより、産業界の自主的な取り組みとして技術要件書を責任もって仕上げべき、との見解が示され、双方の認識にずれがあることを認識した。

- また、以下の事例については、ATENA内の検討作業を開始した時点で、NRAとどうい主旨で議論を行うかについて十分なコミュニケーションができていなかったため、公開会合においてATENAの資料を提示したものの、ATENAの資料について会合の場で議論されることなく終わった。

- ・「建物・構築物の免震構造に関する検討チーム」の第3回会合（2020年7月28日）において、ATENAが策定している「重大事故等対処施設免震構造設計ガイドライン」を紹介し、技術的内容についてコメントを求めたが、「検討チームのスコープ外になり、この場で議論することは難しい」とのコメントがあった。

- ・「第12回（規制基準等の継続的改善）新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合」（2020年8月26日）において、ATENAより、「事業者意見・提案の抽出結果（B項目）（審査において技術的な議論を尽くせなかったと受け止めており、あらためて技術的根拠を整理の上、議論を希望するもの）」を提出したが、「今回のスコープには入らないので、どうい場で検討するか、規制企画課と相談してほしい」とのコメントがあった。

- ・「第5回継続的な安全性向上に関する検討チーム」（2020年11月10日）において、ATENAより、「継続的な安全性向上に関する枠組みの検討について」と題するペーパーを提出したが、「検討チームの議論の状況からすると、ATENAの話を聞くのはもうちょっと後の段階で」とい取り扱いとなり、その後も、説明の機会がいただけそうにない状況となっている。

- 一方、NRAから提示される課題についても、議論の主旨について、NRA上層部と十分な認識の共有ができていなかった例がある。

・人間工学設計評価ガイド

「第 13 回（人間工学設計評価ガイド）新規制要件に係る事業者意見の聴取に係る会合（2020 年 10 月 26 日）」や NRA の実務レベルとの面談を通じて、NRA のガイドに対する ATENA の認識や今後のパブコメへの対応について、ATENA の考えを伝えていたが、「第 43 回原子力規制委員会（2021 年 1 月 13 日）」にて、更田委員長より、「技術的な細部について事業者意見を聞くために、機会を設けたが、詳細についてはパブコメでと言われると、次から事業者の意見を聞く場を設ける必要はないと事業者が言っているように聞こえる。」との発言があった。

- このような状況を鑑みると、有意義な意見交換を実施するためには、どのような主旨で、いつ意見交換を実施するのか、NRA と ATENA の間で、あらかじめ認識を合わせて、計画的に意見交換を開催できるようにする必要があると考える。
- また、CNO 意見交換会等で意見交換を行いたいテーマ（あるいは ATENA での検討が望ましいとされたテーマ）が俎上に上がれば、具体的に技術課題の意見交換のポイントは何か、どのような内容について議論する必要があるのか、原子力規制委員も含めて、認識を明確に共有しておく必要があると考える。
（例）製造から長期経過した MOX 燃料の安全性評価について、ATENA が関与すべき内容は何か、原子力規制委員会と共有すべき事項は何か
- 以上のとおり、有意義な意見交換を行うために、双方の認識を合わせたいという観点で、NRA と ATENA の実務者同士の議論に加え、原子力規制委員と ATENA 理事など、幹部同士においても、意見交換の予定や内容について定期的に議論していきたいと考える。

以 上